

〒410-2292

伊豆の国市長岡 340-1

伊豆国 太郎 様

伊豆の国市長 山下 正行

放課後児童教室入所保留通知書

申込みのありました放課後児童教室の入所について、次の理由により保留となりましたので通知します。

なお、保留の有効期限までに当該教室に入所可能となった場合には、その旨をご連絡します。

児童氏名		生年月日	
教室名			
保留の理由			
保留の有効期限			

(教示)

1 この決定について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、伊豆の国市を被告として（訴訟においては、市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。